

「裁判員教材の在り方（中間まとめ）」に対する意見公募結果

1 公募期間 平成18年3月17日～4月21日（35日間）

2 公募方法 法務省ホームページへの掲載

3 意見総数 11件

4 応募者内訳

個人	8人
会社員	3人
薬剤師	1人
学生	2人
教諭	2人
団体	3団体
	単位弁護士会
	異業種交流研修団体
	隣接「士」業連合会

5 意見概要

具体的教材案の提言

問題解決的な学習方法を採用すべき。

テーマ作り「刑事裁判が変わる」 調査活動「裁判員制度の内容・導入理由等」 検討・発表 まとめの流れで組み立てる。

資料は、見開き1ページで、まず調査ができる具体的目標を立て、いくつかのQについて調査活動を行わせるような内容とする（中学校長）。

刑事裁判の意味、裁判員制度等について、座学とケーススタディで理解させるべき。

民主主義における裁判と裁判員制度の意味 刑罰の目的と意味の理解 裁判の目的と概要の理解を目指す。

具体的には、ディスカッションや講義等も入れ、刑罰や刑事裁判の意味 裁判員制度の意義 裁判員としてのロールプレイングの流れで行う（異業種交流研修団体）。

裁判員制度を題材とした法教育の実践に基づく、授業内容の具体的な提言

主権者としての積極的関与姿勢を養うため、法廷傍聴 裁判員制度の説明後、模擬裁判 模擬評決 法曹実務家を交えた授業(中学教諭)。

体験の場の設定の提言

権利獲得闘争の結果、得られた制度ではない以上、裁判員制度の定着のためには教材配布で終わらず、裁判員の参加した法廷の傍聴なり、体験の場を設定する必要がある（会社員）。

基礎教育及び継続的プログラムの必要性についての提言

裁判員としての役割を果たすために必要な議論の力等を教育の初期段階から身につけさせる必要がある。また、生徒達が将来、裁判員のみならず、様々な立場で事件関係者となり得ることにかんがみ、「犯罪被害者の人権」等についても何らかの教育が必要である。

また、法教育は、可能な限り早い学年から開始し、段階的にレベルを上げながら継続的に教育を施していくべきである（異業種交流研修団体）。

論理的判断力を養うための多方法の提言

模擬裁判形式にこだわる必要はなく、国語や特別活動等で応用可能な方法を例示してもよいのではないかと（隣接「土」業連合会）。

広報用ビデオの活用の提言

教材に広報用ビデオを使用すべきである（大学生）。

ただし、1単位50分とすると、広報用ビデオは長いという意見もあり（中学校長）。

裁判員制度の意義そのものに対する疑問

「何故、裁判官だけでは駄目なのか（裁判員が必要な理由）」、「何故、身近な司法への解決策が裁判員制度なのか」、「何故、国民の意見が反映さ

れるべきなのが刑事裁判のみなのか」について、説明が不足している（会社員，異業種交流団体）。

その他意見

（「中間まとめ」の記載そのものに対し，）

人権保障の観点からの記載が量的に不足している（単位弁護士会，薬剤師）。

広い意味での法教育として，被害者にならないための対策及び被害者になった場合の対処方法等も触れて欲しい（異業種交流研修団体）。

（裁判員制度を題材とする法教育に対し，）法教育の一単元でしかない司法のさらに一部である裁判員制度を取り上げることは，法教育の全体像がぼやける危険があり，総合的な法教育を実践し，大局的な基礎体力をつけることが肝要である（隣接「士」業連合会）。

裁判員制度について，国民の理解を支援する広報を行って欲しい。

ホームページに掲載するだけでは理解を支援しているとは言えないし，まして，法曹三者は別個のホームページを作り，相互リンクすら張られていない（会社員）。